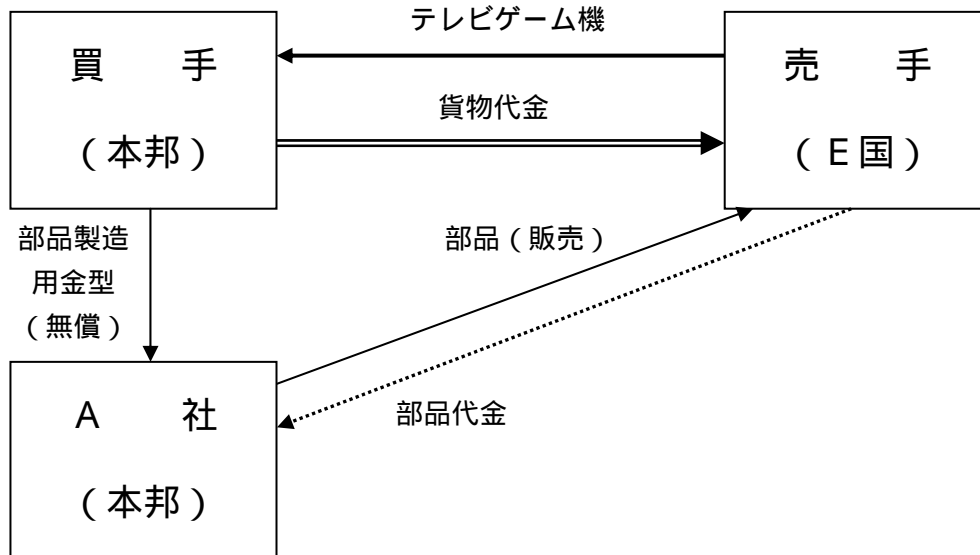


22. 部品の製造に使用するため無償提供した金型に要した費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からテレビゲーム機を購入（輸入）します。

当社は特殊関係のない本邦所在の部品メーカー A 社に無償で金型を提供し、その金型を使用して製造された部品を、A 社から直接売手に輸出し販売するよう売手及び A 社に指示しています。売手は、A 社から購入した部品を使用して、輸入貨物を製造し、当社へ輸出をしています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が A 社に無償で提供した金型に要した費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が A 社に無償で提供した金型に要した費用の額は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で又は値引きをして提供された場合には、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において貴社（買手）は、A 社に対し、貴社が無償で提供した金型を使用して製造した部品を売手に販売するよう指示していますが、A 社が売手に販売するその部品の価格には、その金型に要した費用が含まれていません。

したがって、貴社の指示により売手に販売される部品は、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により値引きをして間接に提供された物品に該当しますので、その金型に要した費用の額を現実支払価格に加算することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

関税評価に関する取扱事例について 事例18

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)